

地域計画

策定年月日	令和6年1月5日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	加東市 281
地域名 (地域内農業集落名)	牧野地区 (牧野)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	73.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	69.4 ha
② 田の面積	71.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	8.1 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	5.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.4 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、酒造好適米「山田錦」の種子ほ場に指定されている地区であることから、優良種子の維持・栽培のため、山田錦を栽培する稻作を中心とした営農活動を行っている。種子栽培は、酒米として販売する「山田錦」より栽培技術及び経験を要することから、種子ほ場についての、継承は中心経営体であっても限られた者しか耕作農地を受けられないことが現状である。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(8.1ha)が、75歳以上で後継者の目途がない農業者の耕作面積(0.4ha)より大きいため、しばらくは地域農業の維持が可能である。

しかし、種子栽培以外を含めた耕作者の平均年齢は65歳であり、後継者が決まっていない耕作者は約70%(38人中27人)である中、担い手の育成・確保が将来的な課題である。

地域農業の維持・継続には、地区による中心経営体の効率的な営農活動への支援とともに、新たな中心経営体となる担い手の確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

酒造好適米「山田錦」の種子ほ場に指定されている地区であることから、山田錦の種子の生産及び山田錦の栽培を主要作物とする。

離農する山田錦の種子は、農業者Aが耕作し、山田錦の種子ほ場の面積を維持する。

山田錦の栽培は、農業者B及び農業者Cが中心となって、借り受けていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(農業者A、農業者B、農業者C)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	38.7 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
目標地図に示した範囲を集積していくことにより、団地面積を拡大していく。 目標団地数: 7団地(令和15年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組

担い手を中心に集積・集約を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地を預けたいときに、耕作する人は誰でもいいと申し出ていただいた方の農地については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた貸し借りを行う。

また、毎年農家アンケートを実施することで、農家の意向を把握し、農地中間管理機構を通じ、担い手への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組

農用地の大区画化及びパイプラインの布設等の基盤整備事業の検討を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、加西農業改良普及センター、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業は、みのり農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①農作物の被害減少による安定した収益を確保するため、地区による鳥獣被害箇所の確認及び鳥獣害対策施設(イノシシ柵等)の定期的な点検や補修に取り組む。

③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を行う。

⑦担い手が耕作できない農地の管理(住宅地周辺の小さな農地)については、野菜の栽培や市民農園等の管理の検討や多面的機能支払交付金の活用による管理を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
認農	農業者A	水稻	13.1 ha	- ha	水稻	17.0 ha	- ha	A	
認農	農業者B	水稻、野菜	12.0 ha	- ha	水稻、野菜	15.0 ha	- ha	B	
利用者	農業者C	水稻	1.8 ha	- ha	水稻	3.0 ha	- ha	C	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
利用者	現状維持で耕作を継続 22名	-	35.9 ha	- ha	-	35.9 ha	- ha	白地	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
計	4経営体		62.8 ha	0 ha		70.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	みのり農業協同組合	防除	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。